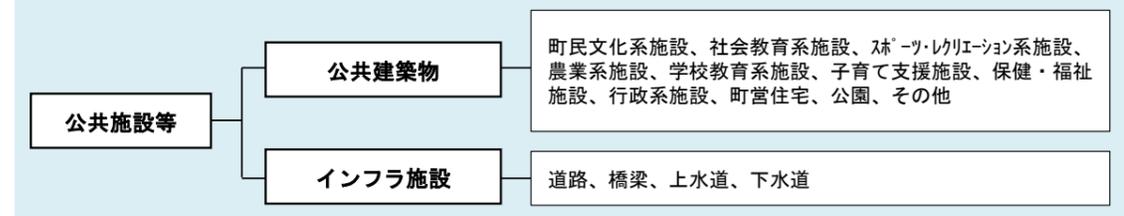


豊郷町公共施設等総合管理計画について

■背景と目的

- 国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、平成28年度に「豊郷町公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- 平成30年2月に総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、令和3年6月に第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）が策定されました。
- これらを踏まえ、本町が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、本町を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを目的として、平成29年3月に策定しました「豊郷町公共施設等総合管理計画」を改訂します。

■計画の対象施設



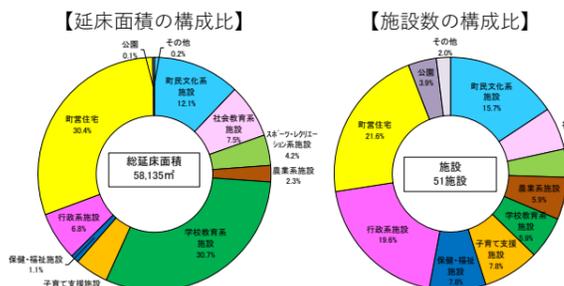
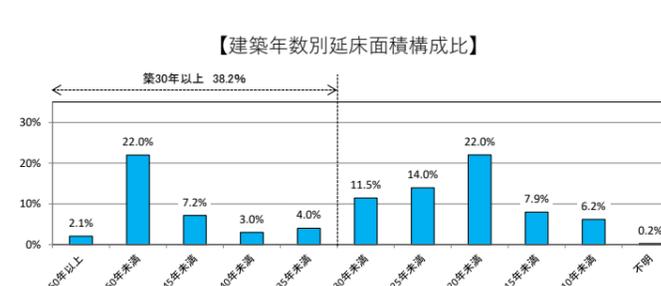
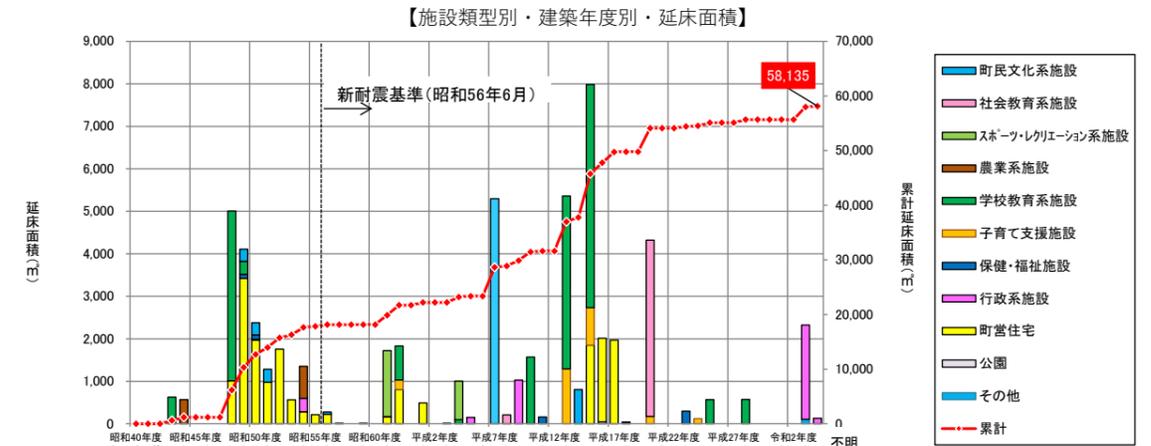
■計画の対象期間

- 平成29（2017）年度～令和38（2056）年度までの40年間

公共施設等を取り巻く課題

公共施設等で進む老朽化への対策

- 本町が所有する公共建築物は51施設、延床面積は58,135㎡です。
- 本町では、築30年以上経過している施設の延床面積の割合が38.2%となっています。
- 今後、年数の経過とともに老朽化した建築物がさらに増加することになり、その対応のための安全確保対策が多くなることが予想されます。



3. 安全確保の実施方針

- 危険性がある場合は、応急処置、修繕工事等を速やかに実施します。
- 損傷が著しく利用効率も低い施設は、廃止を検討します。

4. 耐震化の実施方針

- 耐震診断が未実施の施設は、建替え、処分又は耐震診断の実施に努めます。

5. 長寿命化の実施方針

- 維持保有していく施設は、予防保全型の維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- 計画的な保全を実施し、将来コストの縮減と施設の更新時期の平準化を図り、将来更新費用の負担を軽減します。
- 個別施設計画（長寿命化計画等）を策定・改訂し、具体的な取組みを実施します。

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、滋賀県の条例や本町の計画に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めます。

7. 脱炭素化の推進方針

- 修繕・更新・改修時には、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入を検討し脱炭素化の推進を図ります。

8. 統合や廃止の推進方針

- 統合や廃止にあたっては、様々な要因から施設の必要性を判断し、検討します。
- 公共建築物の複合化等、施設保有量の最適化に努めます。
- 公共建築物の多機能化（集約化・複合化）の可能性を検討します。
- 施設を維持することが不適当な施設は、廃止・譲渡を検討します。
- 余剰となった施設や敷地の多用途への転用、売却等による有効活用を図ります。

9. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 部署横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。
- 職員向けの研修会の実施等、庁内における公共施設等マネジメントの意識共有を図ります。
- 情報開示を行い、行政・町民等との協働による公共施設等の適正化・維持管理の推進を図ります。

公共施設等マネジメントの推進にあたって

■推進体制の構築

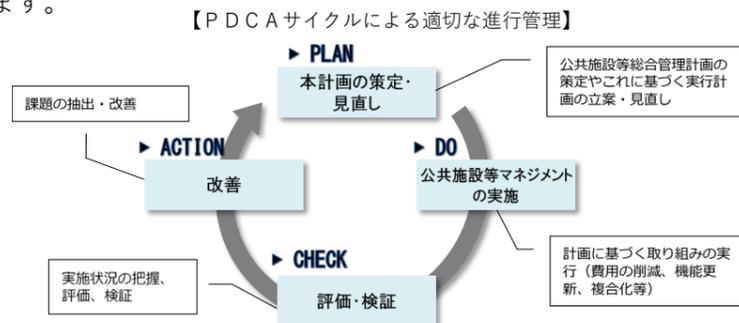
- 所管ごとに管理している施設データを整理し、一元的に収集・管理・分析するための「公共施設マネジメント支援システム」等の導入および、整備に向けた検討を進めます。
- 施設情報の継続的な更新を進めます。
- 関連部署間での連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、施設の整備・運営管理を行います。

■町民等との情報共有

- ホームページ等を通じた情報提供と、協働による公共施設等の適正化・維持管理の推進を図ります。
- 施設の整備・管理運営における民間活力の導入や、廃止・除却した施設や土地はホームページ等により適宜情報を開示し、更新していきます。

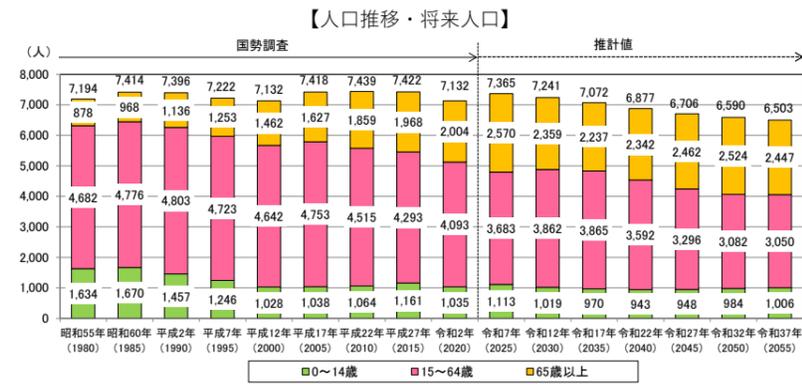
■フォローアップ

- 本計画のおおむね10年ごとの見直しと、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。
- 他の計画との整合や社会情勢、関連計画の策定・改訂に応じて計画を見直します。



人口構造に対応した適切な公共施設等の量と質の確保

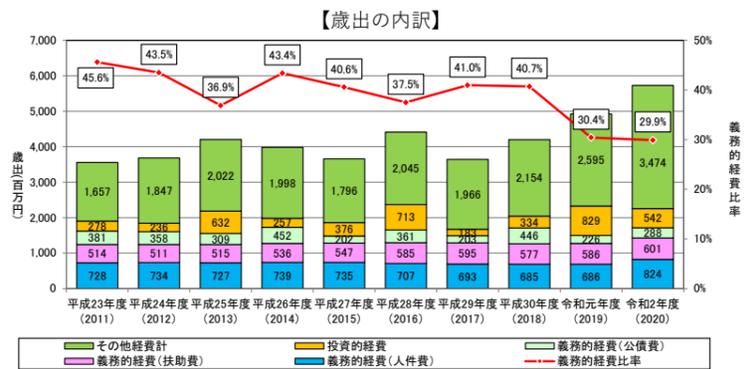
- 本町では、今後、人口減少が進み40年後の令和37年には6,503人まで減少するとともに、少子高齢化が進行することが予測されています。
- 人口減少、少子高齢化の進展により、求められる公共施設等の量と質は、変化していくことが予想されます。



限られた財源を上回る施設の更新費用

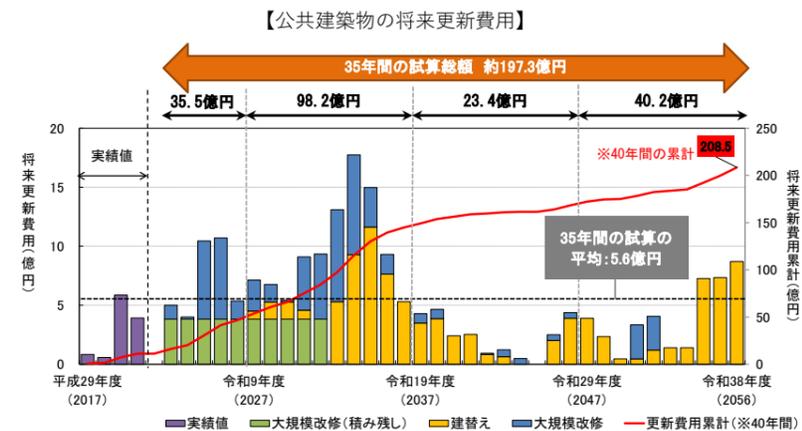
増加する扶助費と限られた財源

- 歳出は、社会保障等の扶助費が増加傾向にあり、今後、高齢化の進行に合わせてさらに増加することが予想されます。
- 一方で、公共建築物やインフラ施設の更新等に使用した財源（投資的経費）は限られており、過去10年間の平均は約4億円となっています。



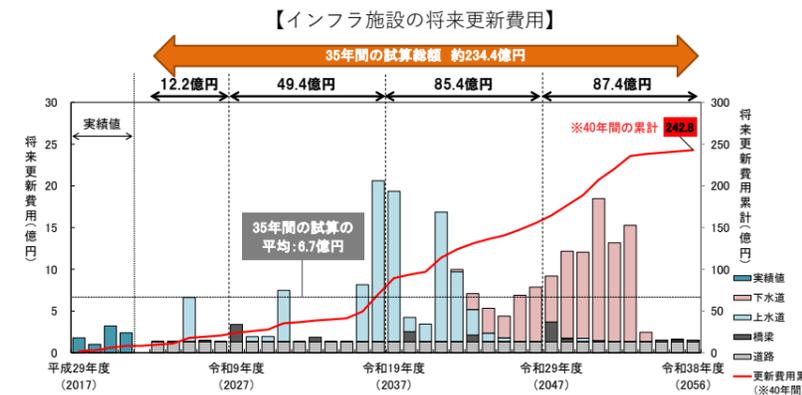
公共建築物は、今後35年間で約197億円（年平均約6億円）の更新費用が必要

- 本町が管理する公共建築物について、すべての施設を現状のまま維持すると、今後35年間で約197億円（年平均約6億円）の更新費用が必要となります。
- 令和14年度頃から令和17年度の4年間は、町営住宅等の建替えが集中的に発生するため、更新費用が1年当たり10億円から18億円程度かかる見込みです。



インフラ施設は、今後35年間で約234億円（年平均約7億円）の更新費用が必要

- 本町が管理するインフラ施設について、すべての施設を現状のまま維持すると、今後35年間で約234億円（年平均約7億円）の更新費用が必要となります。
- 更新費用が大きいインフラ施設は、上水道および下水道となっており、どちらも約90億円の費用がかかる見込みです。



現状の施設をそのまま保有し続けた場合、年間約3億円の費用が不足

- 公共建築物とインフラ施設（特別会計の上水道、下水道を除く）を合計した公共施設等の更新費用の総額は、今後35年間で約252億円（年平均約7億円）かかる見込みです。
- 現状の施設をそのまま保有し続けるものと仮定した場合、現在の普通建設事業費と比較して、年間当たり約3億円（既存施設将来更新費用の約39%）の費用が不足することになります。



※1 公共建築物とインフラ施設（特別会計の上水道・下水道を除く）を合計した公共施設等の今後35年における1年当たりの更新費用。
 ※2 過去10年間（平成23年度から令和2年度）における普通建設事業費の平均値。



公共施設等の管理に関する基本的な考え

本町における現状や課題を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示します。

■基本方針

公共施設等の安全性を優先的に確保します

財政力に見合った規模で公共施設等を効率よく使用します

計画的な保全により、公共施設等の寿命を延ばします

情報開示を行い、行政・町民等との協働による公共施設等の適正化・維持管理に取り組みます

■公共施設等の管理に関する方針

1. 点検・診断等の実施方針

- 定期的な点検や劣化・損傷状況の把握を行い、適切に点検・診断を実施します。
- 点検・診断結果を記録・蓄積し、修繕時の優先順位の検討等に活用します。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 1の点検・診断結果に基づき、維持管理・修繕・更新等を実施します。
- 事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理への転換を進めます。
- 民間のノウハウや技術等の活用等、効率的・効果的な手法を検討します。
- 維持管理がしやすい施設への改修や、延床面積の縮減を検討します。
- 維持管理、修繕、更新等に伴う費用の平準化を図ります。
- インフラ施設は、個別施設計画に基づき、財政状況を踏まえたうえで、計画的に整備を図ります。